

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業に係る換地処分の公告が平成29年12月12日にされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、公告があった日後から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので、御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
平成29年12月13日から 平成30年7月31日まで (予定)	大崎市鹿島台木間塚字小台， 上谷地，迫，横岡，下谷地， 上谷地，台畑，西沢，草久， 小谷地，福芦，江合，野口， 三ツ屋，住在家，勿龍，十番 目，新三ツ屋，上地，東胤子 河原，大谷地，鎌巻，西新川 の各一部 (仙台法務局古川支局管轄)	土地改良事業